

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

水と森のふるさと奥三河再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県並びに新城市並びに北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村、富山村及び津具村並びに南設楽郡鳳来町及び作手村

3 地域再生計画の区域

新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村、富山村及び津具村並びに南設楽郡鳳来町及び作手村の全域並びに豊田市の区域の一部（旧稲武町）

4 地域再生計画の目標

愛知県新城市並びに北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村、富山村及び津具村並びに南設楽郡鳳来町及び作手村の全域並びに豊田市旧稲武町の地域により構成する本計画区域は、愛知県の北東部に位置し、新城市から南北設楽郡の中山間地域に広がる「奥三河」の地域であり、「新城南北設楽広域市町村圏」を形成している。

当地域の面積は、1,052 k m²、人口は6.7万人(平成17年3月31日現在)であり、北は長野県、岐阜県に、東は静岡県に接している。

中心都市である新城市は、都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が当地域の中で最も高く、製造業、卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられるなど当地域の産業、商業、文化、教育などの拠点機能が集積し、今後、第二東名高速道路新城インターチェンジ(仮称)の建設により高速交通体系の整備が予定されている。

また、南北設楽郡7町村は、農林業の低迷とともに過疎化・高齢化が進み、山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく振興山村及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく過疎地域に指定され、産業振興、就労、生活、教育、医療、防災など様々な面で都市部との連携を進める必要があるが、公共交通機関が不足することから、道路網の整備が強く望まれている。

なお、豊田市旧稲武町の地域は、広域農道奥三河地区の広域営農団地の地域であることから本計画の圏域としたものである。

このように、当地域は、都市機能を有する新城市を中心として南北設楽郡7町村とともに一体となった日常社会生活圏を形成している。

なお、当地域においては、平成17年度中に市町村合併による新たな地域づくりを進めることとしている。

当地域で予定されている市町村合併

合併期日	合併する旧市町村	合併後の団体名
平成17年10月1日	新城市、鳳来町、作手村	新城市
平成17年10月1日	設楽町・津具村	設楽町
平成17年11月27日	豊根村・富山村	豊根村

当地域は、南部には豊川、北部には矢作川、天竜川があり、流域環境に大きな影響を持つ水源地域であるとともに、その約9割を森林が占め、以前は林業の盛んな地域であったが、過疎化や高齢化の進行による林業後継者不足や木材価格の低下等で、この地域の林業は衰退している。

森林は、林産物の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健等の様々な機能を有することから、生可能な森林資源を有効に活用する新たなしくみづくりに社会全体で取り組むことが不可欠であり、資源の循環利用、教育や体験活動、さらにはボランティア活動等の視点に立ち、森林とこれに関わる産業・地域が大きく生まれ変わることが必要である。

また、近年の農業を取り巻く情勢は、農産物の自由化や価格の低迷、営農者の高齢化や担い手の減少など厳しい状況にある。このため、奥三河の中山間地域においては、地域の特性を生かした付加価値の高い営農を目指して、農産物のブランド化、集出荷の合理化、輸送路の整備等を広域的に実施することにより農業振興を図ることが課題となっている。

このような状況も踏まえ、愛知県では森林、農地、河川が有する多面的機能を維持し、将来にわたり、安全で良質な食料等を確保するには、全ての県民が同じ県土で暮らす「生活者」として農林水産業と関わり、県民、食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体及び県が相互に協働・連携して取り組んでいくことが不可欠である。このような観点から、愛知県では、将来にわたり安全で良質な食料等の安定的な供給の確保、適切な消費及び利用と多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保を基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を平成16年4月に施行した。

さらに、当地域で、人口減少・高齢化がさらに進むと、保健・医療、介護の問題はもとより健全な地域社会の維持そのものが困難になることから、今後、生活環境の一層の整備・充実をはじめ、農業や林業等の既存産業の活性化や新たな産業展開につながる生産基盤の整備を進め、積極的に定住人口の確保を図っていくことが重要な課題となっている。

また、当地域は、豊かな自然の恵みに包まれ、のどかな農山村地域を形成している。また、古くから花祭をはじめとする民俗芸能が継承されているなど、文化・経済の交流の歴史が随所に刻み込まれており、都市住民にやすらぎと文化を感じさせ

る地域となっていることから、これらの地域資源を有効に活用することにより、交流人口の拡大による活性化を図っていくことが必要である。

このような当地域の特性を生かし、地域の課題を克服するために、道整備交付金を活用しながら市町村道、広域農道、林道の一体的整備を行うことにより、国道、県道との連携による地域内交通ネットワークの整備・充実を図り、再また、併せて広域農道奥三河地区の沿線で「もみじロード」の整備、間伐の促進、素材生産の拡大による三河材の利用促進を図るなど関連事業を組み合わせることで実施することにより、地域特性を踏まえた農業、林業を振興するとともに、伝統芸能をはじめとする文化や豊かな自然など地域の多様な資源を活用しながら、都市住民に対する観光・レクリエーション機能を強化するなど、交流による地域活性化による新しいライフスタイルを体現できる地区として「水と森のふるさと奥三河」の実現をめざす。

- 目標 1 上下流が一体となった森林整備や三河材の利用促進
当地域内における森林整備の促進と木材の流通の拡大
(間伐面積を年平均1,900haから5年間で年平均2,600haの水準に引き上げる。)
(素材生産量を年平均50,500立法メートルから5年間で20%引き上げる。)
- 目標 2 観光・レクリエーションを軸とする新たな産業展開と地域振興
観光レクリエーション施設利用者の増加と森林を活用した行事の開催
(「桜淵公園」「県民の森」等主要な施設の利用者数(年間470万人台)の拡大を目指す。)
(森林マラソン、オリエンテーリング、ラリーの開催等都市との交流事業による交流人口の拡大を目指す。)
- 目標 3 地域交通ネットワークの整備による生活サービスの向上
広域農道の整備による農産物輸送効率の向上
(既存の国道、県道利用より、輸送時間が最大10分の短縮。)
東三河北部医療圏における地域医療支援病院(新城市民病院等)や新城市消防防災センター(仮称)へのアクセス改善
(所要時間を最大15分短縮)
- 目標 4 生活環境基盤と生産基盤の整備による定住条件の強化
人口減少の抑制
(平成22年度人口減少率推計5.5%をそれ以下に抑制する。)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

当地域の広域的な交流・連携の向上につながる第二東名高速道路や三遠南信自動車道の整備の促進に伴い、地域の内外の交通ネットワークの形成を目指す「東三河1時間交通圏」の形成を目指すことを基本として、これら高速道路、国道や県道と一体となって地域の交通条件を高める基幹的な市町村道の整備を図り、当地域の林業、木材産業の振興を図る林道整備と豊田・名古屋地域を結び林産物や農産物の都市への流通や都市との交流人口の拡大を図る広域農道奥三河地区の整備を進める。

新城市道をはじめとする市町村道を整備することにより、今後の高速道路と各市町村との連携を高め、この地域の中心都市である新城市と周辺地域との交通アクセスを改善し、生活環境、地域医療等の向上を図る。

中山間地域においては輸入材の増加や木材価格の低迷、労務者の高齢化・担い手の減少などから、林業経営についても年々厳しくなっており、地域の重要な基幹産業である林業の振興と活性化、林業生産、山村の生活基盤である林道網整備を計画的に推進する必要がある。そのため、南北設楽郡各町村において林道を整備することにより、森林の整備・木材の搬出を容易にし、地域内の木材市場等へのアクセス短縮、林業、木材産業等の振興や森林整備を推進する。

また、北部の北設楽郡内においては、主に名古屋・豊田方面に向けてトマト、花卉（シクラメン）、肉用若鶏などを生産しているが、急峻な地形のため農道の整備が遅れており、農産物の効率的な輸送に支障が生じている。そこで、広域農道奥三河地区の整備により、北設楽郡内で整備する林道の機能を一層高め、奥三河地域と豊田・名古屋方面に向けた林産物・農産物の流通拡大を図るとともに、当地域の自然環境や観光レクリエーション施設を活用した都市部との交流人口の拡大を進める。

このような当地域の特性を生かした活性化を進めるため、道整備交付金を活用し、市町村道（各市町村の認定路線）、広域農道及び森林計画に盛り込まれた林道の整備を行うことにより、既存の国道、県道やその他の道路との広域交通ネットワークを整備する。

また、この広域交通ネットワークの機能を高めるために関連事業として広域農道沿線においては“もみじ”を植樹する「もみじロード」を整備し、この地域のイメージ向上や景観形成を図るとともに、森をテーマとした「穂の国森林祭」を開催し、三河材の利用促進や流域循環システムを目指す社会の新たな共同関係を構築することを目指す。

さらに、新城市においては、地域再生計画「森林総合産業の創出」を近隣市町村

と連携して展開することによる地域産業の進行を図るとともに、地域再生計画「DOS 地域再生プラン (Do Outdoor Sports)」による自然を活用したスポーツ交流などを実施することにより、都市部や県外からの交流人口の拡大を図ることとしている。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業【A3001】

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

市町村道(新城市、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町及び作手村)

愛知県、新城市及び鳳来町

広域農道(豊田市、設楽町及び津具村)

愛知県

林道(東栄町、豊根村、津具村、鳳来町及び作手村)

愛知県、東栄町、豊根村、津具村、鳳来町及び作手村

[事業期間]

市町村道・広域農道・林道 平成17年度～21年度

[整備量及び事業費]

市町村道 8,852m 3,409,000千円(うち交付金 1,704,500千円)

広域農道 17,860m 7,100,000千円(うち交付金 3,550,000千円)

林道 18,305m 759,600千円(うち交付金 358,250千円)

総事業費 11,268,600千円

5 - 3 その他の事業

(1) 「もみじロード」の整備

(主体：名倉地区営農推進協議会)

農業振興や農村集落の生活環境向上を図るため、名倉地区営農推進協議会では「ゆたかな地域社会づくり」を推進しており、その活動の一つとして、広域農道を活用した「もみじロード」を計画している。本計画は、広域農道沿線に“もみじ”を植樹するものであるが、植樹に際しては、「もみじ植樹のオーナー募集」を行い、県内から広くオーナーを募ることにより他地域との交流促進を図っている。平成9年と10年に一次募集を行い、延べ400本の植樹を行った。引き続き植樹を行う計画であり、二次募集についても検討されている。

(2) 三河材の利用促進

三河材の利用促進を図るため、公共事業（公共施設の木造化、治山、林道事業等）、民間活力により積極的に木材を使用する。

(3) 穂の国森林祭 2005

森林の多様な役割に着目して、「もうひとつの日本～森から始まる地域の自立」をテーマに掲げ、森にかかわるさまざまな展示や討論、交流、体験、コンベンション、および東三河地域をフィールドにした文化活動や教育活動、観光事業、競技会、さらには新たな社会モデル実験等を行って、流域循環型システムをめざす社会の新たな協働関係を構築することを目的として、平成17年度、森の音楽祭、穂の国芸術祭、森を訪ねるツアー、国際森林環境フォーラム2005、森林と市民を結ぶ全国の集いなどを内容とする「穂の国森林祭2005」を開催する。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に関する評価に関する事項

県関係部局（企画振興部、農林水産部、建設部）及び構成市町村の関係部局により構成する評価チームを設置し、毎年度計画の事業の進捗状況を確認するとともに、計画終了後に必要な調査を行い、その状況を把握し、達成状況の評価、改善する事項の検討を行う。その結果については、報告書を作成するものとする。

8 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし